

勤務成績証明書

元〇〇税務署長

〇〇〇〇

同人は、〇〇税務署〇〇課在職中、組合活動により、昭和〇年〇月〇日に懲戒処分を受けました。

しかし、平成元年2月24日、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒免除に関する政令（平成元年政令第29号）により、当該減給処分は将来に向かって免除されております。

同人は自己の行為が不適切であったことを認め、十分に反省するとともに、従来にも増して職務に精励しました。

同人は、昭和〇年から平成〇年まで約〇年間の長きにわたり、戦前戦後の混迷を極めた時代の税務行政の第一線にあって国家財政の確立に尽力し、辞職後は税理士として関与先納税者はもとより地域住民の納税思想の向上に寄与するなど税務行政を側面から支援し、その品行は多くの人々から信頼と尊敬を受けています。

以上のように、同人は、組合活動により懲戒処分を受けましたが、その功績が極めて顕著であったことを踏まえ、特段の御配慮を賜りますようお願ひいたします。

令和2年〇月〇日

〇〇国税局総務部人事第二課長 〇〇〇〇